

EC法における競争と通商

荒 木 雅 也

Competition and Trade in EC Law

Masaya ARAKI

Summary

In this article, I will examine the prospect for resolving conflicts between competition policy and anti-dumping measures is examined. Yet the purpose of this article is not to give a general overview of conflicts between competition policy and anti-dumping measures .

First of all, this article makes reference to the Soda-Ash Cases of EC in 1990, describes how anti-dumping measures were taken by EC trade authorities on imported soda ash for several times during the 80's, and explains how those measures have reinforced the dominant positions of domestic firms in the EC market . Furthermore, this article points out the fact that domestic firms have repeated restrictive practices in the circumstances.

Secondly, this article considers whether the notion of “Community Interest” , in the Article 21 of Council Regulation 384/96, can contribute to resolving the conflicts, or not.

はじめに

1983年、公正取引委員会は、我が国の人工ソーダ灰製造業者四社によるソーダ灰の輸入カルテル事件を摘発した¹⁾。本件カルテルには、上記四社の他わが国を代表する巨大商社の関与が認められ、また、同時期にソーダ灰に関して米国の事業者がわが国向けの輸出カルテルを締結していた可能性が指摘されていることから分かるように²⁾、その背後に、国際的な広がりを持つソーダ灰の硬直的な市場構造が存在することを推察させるものであった。

その後1990年に、欧州委員会がソーダ灰に関する欧州共同体（EC）域内の事業者による一連の競争制限行為を摘発した結果、ソーダ灰をめぐる国際的且つ大規模な競争制限行為と、長年に渡っ

てそれを支えてきた硬直的な市場構造の存在が、いよいよ白日の下にさらされることとなった³⁾。本稿では、ECのソーダ灰市場における競争制限行為の展開と、それに対するECの競争当局及び通商当局による規制を中心として、この分野において繰り広げられてきた複雑な法的現象を素描することを第一の目的とする。あわせて競争政策と通商政策（アンチダンピング規制）との矛盾が硬直的な市場構造を温存させる原因になったことを明らかにすると共に、競争と通商の調和のあり方について一考してみたい。

ところで、EC法においては、元来、競争政策とアンチダンピング（以下、「AD」と言う）政策が共に積極的に運用されてきたために、従来から両者の矛盾ないしは衝突の問題性及びその調和の可能性について、繰り返し論じられてきた⁴⁾。それらの問題のうちの主要なものを一連のアンチダンピング措置の段階ごとに列挙すれば、第一に、ADの手續に関しては、複数の事業者がダンピング申立を行なう際に情報を交換し合うことが競争法上の違法な合意ないしは協調行為に当たる可能性の有無が、第二に、ADの実体要件に関しては、通商法におけるダンピング規制と競争法における不当廉売ないしは差別的価格設定規制との関係が、第三に、措置の発動に関しては、措置の内容が課税賦課であれ価格約束であれ、その発動がEC域内事業者間のないしは域内事業者と域外事業者との違法な合意をもたらす契機になる可能性、或いは域内市場の競争を減殺する可能性、更には域内事業者がごく少数である場合には独占ないしは寡占を形成する可能性の有無が、主要な問題として論議されてきた⁵⁾。しかし、本稿ではこれらの伝統的な論点は検討の対象外とすることとし、後述のECのAD規則における「共同体の利益」要件に焦点を置いて論じることとする。

ソーダ灰事件の概要

（1）欧州ソ - ダ灰製造業者

一連のソーダ灰事件決定の被審人であるSolvay社及びICI社は、共に欧州の代表的なソーダ灰製造業者である。まずSolvay社は、西欧六カ国に生産施設を保有するEC最大のソーダ灰製造業者であり、子会社を設立している西欧九カ国におけるシェアは1990年当時約70%である。その競争者四社のEC域内におけるシェアは合計で26%に過ぎない。次にICI社は、英国唯一のソーダ灰製造業者であり英国におけるシェアは1990年当時約90%である。両社はそれぞれのホームマーケットにおいて顧客との間で全量購入契約その他の制限的な契約を多数締結し、顧客に対して極めて累進度の高いリベートを供与していた。ソーダ灰の主要な需要者であるガラス製造業者は、事業の性質上、生産設備を継続的に稼働させる必要があり、ソーダ灰が常に確実に供給されることを必要とする。よって多くのガラス製造業者は一の主要な供給者との間で比較的長期に渡る供給契約を締結すると同時に、その他に第二の供給者との関係を維持することが多い。なお、欧州におけるソーダ灰の製法は、1865年にSolvay社が開発したものであるが、これは米国製造業者の製法に比して複雑な工程を必要とし、且つ製造に要する費用は極めて高く、更に米国産のソーダ灰（天然ソーダ灰）は、

その品質上欧州産のソーダ灰（合成ソーダ灰）よりもガラス製造に適している。

（２）米国ソーダ灰製造業者

米国には多数のソーダ灰製造業者が存在し、米国ソーダ灰製造業者は大量の余剰製品を抱えていたため、その活路を輸出に見出すこととなった。EC域内、特に英国に米国産のソーダ灰が現れ始めたのは1970年代後半であった。その後、米国産ソーダ灰のECへの輸出は1979年から1982年にかけて急速に増加し、欧州ソーダ灰業界はこれに対して同年米国企業をAD提訴した。この結果、1982年、EC通商当局は暫定措置として、米国企業二社との間で価格約束を締結し他の四社に対しては暫定AD税を賦課した（委員会規則3018/82 [1982] OJ L 317/5）。翌1983年、前年のAD措置を確定した（理事会規則550/83 [1983] OJ L 64/23）。1984年7月には、関係者の要請に基づき再審査を行ない、その結果、暫定措置として再度米国企業二社との間で価格約束を締結し、他の四社に対しては10%のAD税を賦課することとなった（委員会規則2253/84 [1984] OJ L 206/15）。同年11月に当該措置は確定し（理事会規則3337/84 [1984] OJ L 311/26）、これらの措置によって米国産ソーダ灰のECへの輸出は極めて困難となった。その後、措置の実施期限である89年を前にして、1988年に米国企業及び欧州ガラス製造業者はEC通商当局にダンピングの再審査を申請し、1990年の再審査の結果、当局はSolvay社・ICI社の主張を退け措置の終了を決定した（委員会決定90/507 [1990] OJ L 283/38）。

なお、米国企業は1983年の時点で、米国産ソーダ灰の輸出を目的とする輸出組合（American Soda Ash Corporation(Ansac)）を結成していた。Ansac協定では、Ansacが輸出の総量、協定当事者間の輸出数量の割合、価格、製品の品目等一切を決定することとなっていた。Ansacはその活動範囲を西欧へ拡大するために、1988年に欧州委員会にネガティブクリアランスまたはEC条約85条3項（現81条3項）に基づく適用免除を申請していた⁶⁾。

（３）欧州製造業者による競争制限行為

上述のように1865年にSolvay社がソーダ灰の製法を開発して数年後、ICI社の前身企業はその製法の最初のライセンサーとなった。以来、両社の親密な関係が始まり、やがて、それぞれの影響下にある地域を相互に尊重することを内容とする「アルカリカルテル」と呼ばれる市場分割協定が締結された。その後1928年には、Solvay社・ICI社間でアルカリ分野に関して新たな市場分割協定が締結された。引き続き1933年にはICI社と米国アルカリ輸出協会（United States Alkali Export Association(Alkasso)）との間で、また、1936年にはSolvay社・ICI社・Alkasso間で世界規模の市場分割、価格維持、及び数量制限を内容とする協定が締結された。1945年には、Solvay社・ICI社は「ページ1000」と称される協定を締結し、Solvay社の生産販売組織は欧州大陸に、ICI社のそれは英国、アイルランド、アジア、アフリカ、及び南米に限定されることとし、その後、1949年には米国における活動には同協定の適用は無いことを相互に確認した。1972年には、英国政府及びEC

の意向に従い両社は正式にこの協定を終了させたが、このことは両社の商業政策に実質的な変化をもたらすものではなく、依然として両社は親密な関係を保持しつつ、それぞれのホームマーケットでの競争を回避していた他、海外の輸出市場においてもそれぞれが互いの伝統的市場に配慮し続けていた。例えば、1970年代中頃まで両社は生産にかかる費用に関して詳細な情報を交換し合い、1985年以降その内容は明らかではないが二カ月に一度会合を開いていた。1984年にICI社は英国の工場を一つ閉鎖したが、これに伴う生産量の減少によって、英国、アイルランド、及び最も重要な輸出市場である南アフリカの需要に応じることができなくなったため、ICI社はSolvay社から大量のソーダ灰を購入し顧客に再販売した。また1980年まではICI社の英国における設定価格は近隣大陸諸国より低く、その後は逆に大陸諸国に比して二割程度高くなる等、両地域間の価格水準には一貫して相当の差があったにもかかわらず、両地域間で輸出販売が行なわれることはなかった。かくしてSolvay・ICI両社は、欧州委員会が発動した対米アンチダンピング措置に支えられながら、ECソーダ灰市場の寡占構造を存分に享受し、長きに渡って競争制限行為を継続させていたわけである。

(4) 競争当局の措置

欧州委員会が、以上のようなSolvay・ICI両社による競争制限行為を正式に摘発したのは1990年代に入ってからのことであった。欧州委員会は1990年12月19日、両社間の市場分割がEC条約85条(現81条：共同行為の禁止)に違反し、且つ、両社がそれぞれのホームマーケットで実施したリポート供与その他が同条約86条(現82条：市場支配的地位の濫用行為の禁止)に違反する旨の委員会決定を下し、Solvay社に対しては3000万 ECU、ICI社に対しては1700万 ECUの制裁金を課した⁷⁾。更に、同日、委員会はAnsacのネガティブクリアランスないしは適用免除の申請を拒否する決定を下した(委員会決定91/301[1991]OJ L152/54)。Ansacは、Ansacの活動はEC域内の競争を促進する効果があると主張したが、委員会は、米国企業はその事業規模等から見て単独での事業活動が可能であること、ECの需要者にとって米国企業間の競争が消滅するのは好ましくないこと、これまで米国企業の参入を阻害してきた要因は対米AD措置及びSolvay社・ICI社のリポートシステムであったところ双方共に既に除去されているので輸出組合を認める必要はないこと、等の理由を挙げて、申請を退けた。

AD 措置

以上の経緯から浮かび上がってくるのは、ECにおける競争政策と通商政策との調整の欠如ないしは矛盾である⁸⁾。この点に関して、上記の1990年委員会決定では、一連のAD手続の過程について詳細に論じAD措置がSolvay・ICI両社の複占構造の維持に不可欠の役割を果たしたという認識を示している⁹⁾。以下では、まず、ECのAD制度の概略について触れ、次に、ECの通商当局がAD

措置を発動する判断を下す過程で、競争秩序の維持という観点に関してどのような検討を行なったのかを中心として、上に述べた一連のAD手続について概観してみたい。

（１）ECのAD制度

ECのADに関する現行の基本法令である理事会384/96（以下、「現行AD規則」と言う）は¹⁰、AD措置を発動する要件として「ダンピング」（規則2条）、「損害」（同3条）及び「共同体の利益」（同21条）という三つの要件を定めている¹¹。

すなわち、「ダンピング」が存在しこれによりECの産業に「損害」が生じていることが認められ、且つ、ECの他の諸利益と比較衡量の結果AD措置を発動することが「共同体の利益」に適合と判断される場合に、同措置が発動されることになる。従って、損害の有無は特定の産業が被った被害を、主として輸入の量と価格という観点から判断するものであるから（同3条2項(a)）、ECのAD手続の中で、競争政策との調和を志向する契機があるとすれば、一義的には「共同体の利益」要件を巡る判断がそれであり、AD政策と競争政策との調和のためには、「共同体の利益」について考慮する際に、他の諸利益の他、競争を維持することによって得られる利益をどの程度重要な考慮要因として含めることができるか、が重要な問題となる。

（２）現行AD規則21条

「共同体の利益」要件については、現行AD規則の21条において規定されている。欧州委員会は、この要件はWTOのダンピング防止協定（1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定）には無い独特の制度であり、「共同体のアンチダンピング法の均衡のとれた適用を確保することを目的とする」¹²「公共の利益に相当する」概念である¹³、と説明している。

21条は1項で、「共同体の利益」の判断基準について次のように定めている。

「共同体の利益のために介入が必要であるか否かについての決定は、域内産業、需要者、及び消費者の利益を含む、全ての多様な利益の総合的な評価に基礎を置くものとし、本条に基づく決定は全ての当事者が……その意見を表明する機会を与えられた場合にのみ行われるものとする。当該決定においては、損害をもたらすダンピングの通商歪曲効果を除去し、実効的な競争（effective competition）を回復する必要性に特別の考慮が払われるものとする」。

次に2項から7項で、申立人、輸入者、需要者及び消費者団体が一定期間内に情報を提出する機会を与えられること（2項）、手続の当事者は聴聞を要請することができること（3項）、当事者はAD税の賦課について意見を表明することができること（4項）、当局は利害関係者から収集した情報を分析しこれに基づいて「共同体の利益」について検討すること（5項）、等の措置発動に至る手続が規定されている。

要するに21条では、「共同体の利益」の考慮において、手続上の要件としては、当局は利害関係者に手続への関与の機会を与えることが規定され、実体上の要件としては、EC域内の産業・需要

者・消費者の利益を含む多様な利益を総合的に勘案し、その際特にダンピングによる「通商歪曲効果を除去」すること、及び、「実効的な競争を回復すること」という二つの点を重視すべきことが規定されている¹⁴⁾。しかし、ここで示されている実体上の要件は、具体的な事件を処理する判断基準としては甚だ曖昧であると言う他は無く、これまでに「共同体の利益」を理由としてAD措置を見送った例が非常に少ないこともあり¹⁵⁾、学説上もその理解の仕方を巡り様々な説が提示されている。この要件を積極的に理解するものとしては、例えばこれを米国反トラスト法の域外適用における利益衡量に類するものと見なす説があり¹⁶⁾、また、「共同体の利益」要件について検討する際には競争政策上の考慮要因をも考慮すべきであるという解釈論もある¹⁷⁾。逆にこれをあまり重視しない見方としては、通商当局は域内企業の利益を「共同体の利益」と見なす傾向が高いとして現状においてはその意義を殆ど認めていない見解や¹⁸⁾、更には、「共同体の利益」要件は通商当局に大きな裁量を与えることにより司法審査によるAD措置の取消を回避することを目的とする制度であるという見解すらある¹⁹⁾。

(3) 米国産ソーダ灰に対するAD措置

以下では、上記のソーダ灰に関する一連のAD手続について(章2節) その中で通商当局が「共同体の利益」要件についてどのような判断を示しているかを中心として、略述する。なお、一貫してダンピングマージンの存在は肯定されているが、これについての検討は割愛する。

82年の委員会規則による暫定措置では(委員会規則3018/82 [1982] OJ L 317/5) 米国産製品の輸入量が増大しECにおけるシェアが79年の0.5%から82年には3.7% (最大5.1%) にまで上昇し、且つ米国産製品の価格は一般に域内企業のそれよりも低く、そのことが価格水準の上昇を阻止し域内企業が十分な利益を得られなくなっていることを主な理由として、損害の存在を認定した。

次に、当局は、消費者団体・ガラス製造業者からの意見聴取の結果、両者がソーダ灰に関して多様な供給源が確保されること、及び、米国産製品の輸入の継続を望んでいることを認定しながらも、特段の理由を明記すること無く、AD措置を採ることが「共同体の利益」に合致すると結論し価格約束及び暫定ダンピング税の賦課を決定した。

83年の理事会規則による確定措置では(理事会規則550/83 [1983] OJ L 64/23) 英国の消費者が、AD措置の継続は競争圧力を減ずる効果をもたらしEC及び英国の利益に反するとして、AD措置の継続に反対したにもかかわらず、EC産業の経済的且つ社会的な重要性に鑑みれば、多少の価格の上昇をもたらす効果があるとしても、措置の発動がECの利益に合致するとして、措置の継続を決定した。

84年7月の委員会規則による暫定措置では(委員会規則2253/84 [1984] OJ L 206/15) 米国産製品の輸入の絶対量自体は82年当時と比べれば約半分程度に落ち込んでいるもののシェアは依然3%程度で推移しており、且つ、米国産製品の販売価格は域内企業が十分な利益を上げる水準より低いことを理由として、損害を認定した。

そして、多くの供給源を維持することにより域内における競争を活性化させることの重要性を認めながらも、EC産業が直面している困難な事態に鑑みれば、措置を採ることが「共同体の利益」に合致すると結論した。

84年11月の理事会規則による確定措置では（理事会規則3337/84 [1984] OJ L 311/26）、理由を明記すること無く、EC域内のソーダ灰業界・ガラス製造業者の利益に鑑みれば、「共同体の利益」を保護するためには措置を採る必要があると結論した。

90年の委員会決定では（委員会決定90/507 [1990] OJ L 283/38）「共同体の利益」については検討せず、「損害のおそれ」無しとして措置の終了を決定した²⁰⁾。すなわち、米国産製品のECにおけるシェアが1.4%にまで減少しており、その販売価格は域内企業のそれよりも6%程度低いものの、この程度の輸入量であれば全体の価格水準に影響を与える可能性は小さい。なお、今後の不安要因として、世界的に新たな生産施設が増設されつつある状況に鑑みれば、米国企業は中国・南アフリカ等の海外市場を喪失する可能性が高く、よって米国産の余剰製品がECに流入する可能性があることを認めつつも、米国企業はEC域内に販売組織を持っていないこと、EC域内の需要者は供給者との安定的な関係を重視する傾向が高いこと、更に、AD措置発動後の米国企業の価格政策は非常に抑制的であり、今後も域内企業からのAD提訴を回避するために正常価額での輸出を維持するものと予想されること等の理由を挙げて、輸入の増大が深刻な脅威になる可能性は低いと判断し、AD措置の終了がEC産業に深刻な損害をもたらす可能性は立証されないとして、措置の終了を決定した。

（４）まとめ

以上の検討の結果明らかなように、ECの通商当局は一連の手續において、AD規則に基づき「共同体の利益」について一応検討はしているものの、何れの場合にも特段の理由を明記することなく、措置を発動することが「共同体の利益」に合致するとの結論を下している。要するに、ソーダ灰を巡る一連のAD手續において、事実上、「共同体の利益」要件は、関係者からの意見徴収等の手續要件として機能していたに過ぎず、措置の発動の可否に実質的に影響を与えるものではなかったと総括できる。

共同体の利益要件

上に見たようにソーダ灰に関する一連のAD手續の中では、「共同体の利益」について正面から検討されることは無かった。しかしその後90年代中葉以来、ECの通商当局は、AD手續の中で「共同体の利益」についての分析を精緻化する傾向にあると考えられる²¹⁾。例えば、97年に開始された台湾製自転車に対するAD手續では、当初から「共同体の利益」について詳細な検討を加え、99年の確定措置においては、EC産業の利益、輸入業者、流通業者、及び小売業者の利益、消

費者の利益、 EC 市場における競争への影響、 EC における技術革新への悪影響という五つの観点から、「共同体の利益」を総合的に判断しようとする姿勢を見ている（理事会規則397/1999 [1999] OJ L 49/1）。また、2001年の中国・ロシア製アルミ箔に対する確定措置では、 EC 産業、 EC 産業への原料の供給、 需要者、 競争及び通商歪曲効果という四つの観点から「共同体の利益」を分析している（理事会規則950/2001 [2001] OJ L 134/1）。以下では、EC の過去における数多くの AD 事件の中から、「共同体の利益」を理由とする措置発動見送りには至らなかったものの「共同体の利益」に関して比較的緻密に分析している事例としてこの二つの事例をとりあげ、上に示した項目ごとに当局の判断を略述する。

（1）台湾産自転車事件（理事会規則397/1999 [1999] OJ L 49/1）

EC 産業の利益

台湾製自転車の輸入の増加により EC 産業は大きな損害を被っており²²⁾、既に多くの域内企業が生産施設を閉鎖、集約する等の事業再編の努力を費やしてきたが、AD 措置が発動されなければ、このような努力が全くの無駄になってしまうことになるかと判断した。

輸入業者・流通業者・小売業者の利益

輸入業者等は、これまで台湾製自転車の普及のために費やしてきた投資がAD 措置によって無駄になり、台湾製自転車の取引に依存する業者の雇用が喪失すると主張し、措置発動に反対したが、これに対して、当局は、本件 AD 措置は、台湾製自動車を扱う流通業者に、他の業者と比較してことさらに不利な待遇を与えることになるものではない。また輸入業者側の調査への協力が不十分であったため、輸入業者の主張を立証する証拠が無いとして、輸入業者側の主張を退けた。

消費者の利益

措置の発動が消費者価格の上昇を招くという主張に対して、当局は、それを立証する証拠ないしは分析が提出されていないこと、EC の流通業者のマージンに鑑みれば消費者価格の高騰は最大でも2・6%程度と予想されること、更に、域内に多くの競争者が存在している以上、措置の発動が消費者段階での価格上昇を招くとは考え難いこと、等の理由を挙げて、消費者価格に影響を与えてもごく限定的なものに止まるとした。

EC 市場における競争への影響

措置の発動はECの自転車市場における寡占構造の形成をもたらすという主張に対して、当局は、EC 市場の自転車製造業者上位三社は28%のシェアを有するに過ぎず、域内には他に七十社程度の中小企業がひしめいていることからして、独占ないしは寡占構造が形成される危険は認められないと判断した。また、上位三社の競争者である域内中小製造業者の多くが本件 AD 措置の発動に反対しないことに鑑みても、寡占化の懸念は現実的ではないとした。

EC における技術革新への悪影響

ECに輸入される台湾製自転車の大半は廉価商品であり、高機能商品は全体の輸入量の7%に過

ぎず、また、台湾企業は売上額の1%を研究開発に投資しているに過ぎない。よって当局は、措置の発動が研究開発の進展に悪影響を及ぼすものではない、と判断した。

（2）中国・ロシア産アルミ箔事件（理事会規則950/2001 [2001] OJ L 134/1）

EC産業

当局の認定によれば、AD措置を発動しなければ、域内アルミ箔製造業者は輸入による価格低下圧力に悩まされ、価格低下は収益性の低下をもたらすことになり、こうした状況が続けば多くの生産施設の閉鎖を招くことになる。一方で措置を発動すれば、域内企業の販売数量とシェアが増加するものの²³⁾、負の影響として価格水準がある程度上昇する可能性は否定できない。但し、EC域内の主要六社間で競争が行なわれる他、中国・ロシアを含む域外からの輸入も完全に阻止されるわけではないため、AD税の課税額に相当するような価格上昇は考え難いと判断した。

EC産業への原料の供給

当局の判断は概ね以下の通りである。域内アルミ箔製造業者に原料を供給している域内事業者（域内原料供給者）は、域内アルミ箔製造業者の不振に伴って、売上額、利益共に減らしており、且つ、域内原料供給者は域内アルミ箔製造業者以外に取引先を確保することが困難な状況に鑑みれば、AD措置を発動しなければ、域内原料供給者にも大きな影響が及ぶ可能性が高く、措置を発動すれば、域内原料供給者の販売も増加し、この業界における雇用も増加することになると予想される。

需要者

当局の判断は概ね以下の通りである。アルミ箔のユーザーは主にアルミ箔を加工して家庭用ラップ商品を生産、販売しており、当局の認定によればラップ商品の総費用の約80%がアルミ箔であることからして、AD措置発動の結果、相当程度生産費用が上昇することは避けられず、その点で措置発動はユーザーに対して一定の負の影響を及ぼし得る。但し、域内アルミ箔製造業者に多少の生産余力があり、中国・ロシアを含む海外からの輸入が継続されるであろうことに鑑みれば、アルミ箔の供給量が不足するような事態は考えられず、また、製品の品質上、アルミ箔を用いた家庭用ラップ商品との代替性が認められる商品は他に存在せず、よってAD措置発動によって消費者が、アルミ箔ラップ商品以外の商品にスイッチすることは考え難い。

競争及び通商歪曲効果

EC域内企業の主要六社のうち四社までが原料を同一の企業から調達していることに鑑みれば、AD措置の発動によってEC域内から中国・ロシア製商品が駆逐され、競争が減殺されれば、その結果として、域内企業の統合とその市場支配的地位の形成を促す可能性が高い、という指摘に対しては、当局は、中国・ロシア企業は既にEC域内で強固な地位を保有しており、且つ、域内企業はEC域内の全ての需要に応じる生産力を持たないことから見て、域外からの輸入商品が駆逐されることになるとは考え難いと判断した。一方で措置が発動されなければ、域内産業の一層の弱体化と中

国・ロシア企業の地位強化を招き、却って EC 市場における競争を減殺することになる。また、域内企業の商品は、EC の消費者に対して限定的なブランド力を持つのみであり、且つ、技術的な見地からは参入障壁が全く無いことからして、域内事業者による市場支配的地位形成の可能性はない、と判断した。

(3) まとめ

第一に、台湾産自転車事件において明らかに認められるように、ECの通商当局は、「共同体の利益」を判断する際、実質的には、その立証責任を AD 措置の発動に反対する当事者ないしは関係者に負担させているものと考えられる²⁴⁾。すなわち、AD 手続は通常、申立によって開始され、その際申立人は、ダンピング、損害、及び因果関係の存在についての証拠を提出することが義務づけられているが（現行 AD 規則 5 条 2 項）、「共同体の利益」に関しては申立の段階での情報提供は義務づけられておらず、且つ、上述のように「共同体の利益」についての考慮は申立人を含む利害関係者から提出される情報に基づいて行われるのであり、AD 措置の発動に反対する当事者ないしは関係者がその主張の論拠となる十分な証拠を提出していない場合にも、当局はその収集し得た資料のみに基づいて判断を下すことになるのである。

こうしたアプローチは、管見の限りでは、これまでのところ概ね一貫しているように思われる。近年の他の事例では例えば、1999年のハンガリー・チェコ・ポーランド産のポリプロピレン商品に対する確定措置では（理事会規則603/1999 [1999] OJ L75/01）、「共同体の利益」の検討において、当局は、輸入業者の利益が考慮されていないという関係者からの主張に対して、当局としては知り得る限りの全ての輸入業者に意見表明の機会を与え、情報提供を求めたにもかかわらずそれら業者からは限定的な情報しか提供されなかった以上、かかる主張を根拠づける証拠が得られていないとして、この主張を退けている。

第二に、台湾産自転車事件及び中国・ロシア産アルミ箔事件双方での「共同体の利益」の評価において、域内市場における寡占市場や市場支配的地位の形成の可能性の有無を考慮要因としていることは注目し得る。特に後者においては、既に原料調達面で統合が進行している状況に鑑みれば、いわゆる共有市場支配の形成の可能性を検討する余地があったかとも思われるが²⁵⁾、いずれにしても、両事件における「共同体の利益」の分析のあり方は、その緻密さという点において、米国産ソーダ灰に対する AD 措置におけるそれとは著しい対照を成している。

むすび

冒頭で述べたように、競争政策と通商政策との間の齟齬については従来からその問題性が指摘されてきた。この点に関して、OECD は1984年に、『競争政策と通商政策 その相互作用』という報告書を発表し²⁶⁾、その中で、競争政策は競争的な国内市場を維持することを目的とし、通商政策は

国内産業を保護することを目的とするものであって、両者は本来的に判断の基準を異にする、として両者の性質の相違を端的に扱っている²⁷⁾。また、通商政策は国内市場の競争秩序に重大な影響を与えるのであって、国際取引が国内市場にもたらす筈の競争促進効果が通商政策上の措置によって制限される場合があり、更に、こうした措置が国内市場の既存事業者の競争制限行為を促すこともある、という懸念を示している²⁸⁾。

このような認識の下、報告書は特に、通商政策が「域外からの競争を制限することを目的とする企業によって不当に利用されることの無いように注意する」こと、及び、通商政策上の措置を採る際には「市場構造…、…市場における競争の状況、国内市場における外国企業による競争促進的な効果を考慮に入れる」こと、という二点に注意を促しているが、本稿で取り上げたソーダ灰に関する一連の法律紛争もまさに競争政策と通商政策との不調和によって形成、拡大されたものと言ってよく、また報告書が指摘しているように、通商政策が「域外からの競争を制限することを目的とする企業によって不当に利用され」、且つ、「外国企業による競争促進的な効果を考慮に入れ」なかった結果であると言ってよい。

ところで、こうした問題に対しては、競争政策擁護の観点からの批判が行われてきたところであり、現状の打開策として最も野心的なものとしては、AD 概念を放棄しダンピング規制と競争法による価格規制とを一元化することを提唱する見解もあるが²⁹⁾、AD 制度の廃止論が現時においては非現実的であり³⁰⁾、ないしはAD 制度の意義を承認するとすれば³¹⁾、現状の基本的な枠組を一応の前提として AD 政策と競争政策との調和を図る他に無く、その場合 EC の AD 規則における「共同体の利益」要件のように、ダンピングによる被害を蒙った国内産業以外の多様な経済主体の利益をも総合的に考慮するというアプローチが現実的且つ有益であると考えられる³²⁾。また、その際には、EC の経験から、措置の発動が競争秩序に及ぼす影響を考慮することが望ましく³³⁾、特に措置の発動の段階で国内市場において市場支配的企業が存在しまたは寡占構造が見られる場合には、措置の発動に際しては特別の考慮を必要とするといった制度設計ないしは法運用が現実的であると考えられよう³⁴⁾。

なお、いま一つの重要な論点は、AD 制度における競争概念をどのように構成するかであろう。上述のように、EC の現行 AD 規則においては、「共同体の利益」を判断する基準として「実効的な競争を回復する必要性」が明記されており、このこと自体は通商政策と競争政策との調和を図るものとして評価に値するとしても、EC の通商当局がこの「実効的な競争」という概念をどのように捉えているかは、管見の限りでは依然詳らかにされておらず、今後においてもその具体的な判断基準を構成することは容易ではないであろう。なぜならば、AD 措置の本来的な目的が国内（域内）産業の保護にあり、国内（域内）産業の損害の如何がその実質的な判断基準であることを想起すれば、AD 制度の中に国内の競争秩序の保護という価値観を取り込むことには自ずと限界があると考えられるし、更に言えば、そもそも AD 手続の中で競争という価値を強調すればするほど競争法による価格規制と AD 制度とを併存させることの意味が不明瞭になるというジレンマをも抱えている

からである。なお、上記1999年ハンガリー他産ポリプロピレン事件において、理事会は、「措置の発動によって、共同体産業が喪失した市場占拠率を取り戻し収益性を改善することを可能にする実効的な競争が回復するであろう (Recial66)」（傍線筆者）という率直な見解を表明していることは興味深い³⁵⁾。

(あらき まさや・本学非常勤講師)

(注)

- 1) 公取委昭和58年3月31日勧告審決。審決集29巻104頁。
- 2) 松下満雄「輸入制限協定」独禁法審決判例百選第五版(1997年)52頁以下。
- 3) ソーダ灰事件とは、以下の四件の欧州委員会決定及びその取消訴訟の総称である。委員会決定は、Soda Ash-Solvay/ICI[1991]OJ L152/1；Soda Ash-Solvay/CFK[1991]OJ L152/16；Soda Ash-Solvay [1991]OJ L152/21；Soda Ash-ICI[1991]OJ L152/40。
- 4) 本稿の執筆において参考にした文献として、Torre, *The EEC New Instrument of Trade Policy: Some Comments in the Light of the Latest Developments* (1993)CMLRev.687；Clough, *Conflicts between EEC Dumping and Competition Law*, (1992)ECLR222；Schroeder, *Anti-Trust Law Implications of EEC Anti-Dumping Proceedings*, 55(1991)Rabels Zeitschrift540；Kulms, *Competition, Trade Policy and Competition Policy in the EEC: the Example of Antidumping*, (1990)CMLRev.285；Lievre & Houben, *EC Versus Japan: The Community's Legal Weapons*, (1987)CMLRev.427；Vandoren, *The Interface between Anti-Dumping and Competition Law and Policy in the European Community*, (1986)LIEI21。
- 5) その他、競争関係との関連は無いが、原告適格等の、AD措置に対する司法審査に関する法的問題が、非常に重要な問題として存在する。Arnulf, *Challenging EC Anti-Dumping Regulations: The Problem of Admissibility*, (1992)ECLR73；Greaves, *Judicial Review of Anti-Dumping Cases by the European Court of Justice*, (1985)ECLR135。
- 6) 当時の制度（理事会規則17/62）の下では、欧州委員会は事業者の届出を受けて、事業者が締結した協定等に対して85条1項（現81条1項）に基づく措置を取らない旨を保証することができた。これをネガティブクリアランスと言う。また85条3項（現81条3項）は、協定等が同条同項の要件を充たす場合に、85条1項（現81条1項）の適用が免除される旨を定めているため、委員会は事業者からの届出を受けて個別に適用免除を与えることができた。現行制度（理事会規則1/2003）ではかかる届出手続は廃止されている。詳しくは、ジャン・フランソワ・ペリス「EU競争法の近代化」国際商事法務vol.31,no.9,1217頁(2003年)。
- 7) *supra* note3。委員会による調査開始後、Solvay社は英国における販売を開始し、これにより百年以上に及んだSolvay社・ICI社間の協調関係は名実ともに終了することになった。なお、その後Solvay・ICI両社は委員会決定の手續に瑕疵があることを主な理由として取消訴訟を提起し、第一審裁判所は両社の主張を認め委員会決定を取消した（Case T-31/91, T-32/91 & T-37/91）。これに対して委員会は欧州司法裁判所に上訴したが、同裁判所は委員会の主張を退け委員会の上訴を棄却した（Case C-286/95P, C-287/95P & C-288/95P）。これら一連の訴訟の争点となったのは、委員会決定の手續において、決定の原本に委員長の署名がなされなかったことが委員会手續規定（the Commission's Rules of Procedure）12条に違反するか否かであった。第一審裁判所及び欧州司法裁判所は署名を欠く決定の発効は認められないとして、委員会決定を取消した。
- 8) 公正取引委員会事務局『ダンピング規制と競争政策 独占禁止法の域外適用』大蔵省印刷局(1990年)47頁によれば、ECでは競争当局と通商当局の間で調整が行なわれることはあまり無いようである。なおソーダ灰事件に類する近年の事件としてBPB事件欧州裁判所判決がある（Case C-310/93P）。同判決では、英国石膏板市場において90%ものシェアを持つBritish Gypsum社が実施した排他条件付き取引とリベート供与が、市場支配的地位の濫用行為に当たると判断された。同判決以前に、スペイン製石膏板に対してAD措置が実施されており（[1985]OJ L89/65）、外国製品の輸入は著しく困難な状況にあった。

- 9) Soda Ash-Solvay/ICI, *supra* note3, recital13.
- 10) 現行AD規則は95年制定後、96年（理事会規則2231/96）、98年（理事会規則905/98）、2000年（理事会規則2238/2000）、2002年（理事会規則1972/2002）、2004年（理事会規則261/2004）に若干の修正が加えられている。なお、ECのAD基本法令は1968年に初めて制定された（理事会規則459/68）、その後小幅の修正を加えられた後、95年に抜本改正され現在に至っている。
- 11) ECのAD制度の全体像については、池田節雄『新版EUアンチダンピング法』日本貿易振興会(1998年)、池永武之「ECのアンチダンピング法」(松下満雄編『EC経済法』有斐閣(1993年)17頁以下)を参照。
- 12) 15th Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-Dumping and Anti-Subsidy Activities (1996) p.3.
- 13) 17th Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-Dumping and Anti-Subsidy Activities (1998) p.2.
- 14) 米国産ソーダ灰に対するAD手続が開始された当時の基本法令は、79年規則（理事会規則3017/79）である。79年規則では、12条において共同体利益を考慮することが措置発動の要件として規定されているが、同要件の実体上の判断基準は定められていなかった。
- 15) 共同体利益を理由としてAD課税の発動を見送ったり、又は措置が緩和された事例には、そもそもEC域内の供給能力が著しく低い場合や、原料に対する措置が完成品の価格高騰につながりEC域内の完成品メーカーの国際競争力減退につながる場合、等の特殊な要因が認められる。池田・前掲書148頁以下にそうした数少ない事例が紹介されている（日本産チタニウム[1979]OJ C207、中国他産フルフルール[1981]OJ L189/57、ソ連産未加工ニッケル[1983]OJ L159/45、日本産グリシン[1985]OJ L218/1、日本他産継手[1986]OJ L313/20、韓国産写真アルバム[1990]OJ L138/48）。
- 16) Torre, *supra* note4, p.706. 米国反トラスト法の域外適用については、小原善雄『国際的事業管轄と国家管轄権』有斐閣(1993年)17頁以下、松下満雄『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会(1980年)265頁以下。
- 17) Clough, *supra* note4 p.225; Kulms, *supra* note4, p.311.
- 18) Stegemann, *Anti-Dumping Policy and the Consumer*, (1985) JWTL466 p.473; Vermulst, *Dumping in the United States and the European Community A Comparative Study*, (1984) LIEI104 p.116.
- 19) Greaves, *supra* note5 p.136.
- 20) 現行AD規則は、損害という概念に関して、「共同体産業の実質的な損害」、「共同体産業の実質的な損害のおそれ」、「共同体産業の確立の実質的遅延」という三つの形態を定めている（現行AD規則3条1項）。
- 21) 90年代後半の欧州委員会のADに関する年次報告からそうした傾向が看取できる。15th-18th Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-Dumping and Anti-Subsidy Activities (1996-1999)。
- 22) 本件手続における損害の認定については、割愛する。
- 23) 共同体産業のシェアは96年に69・3%、99年に52・5%である。中国、ロシアからの輸入製品のシェアは96年に0・9%、97年に11・3%、98年に19・2%、それ以降は19・2%で推移している。
- 24) Kulms, *supra* note4 p.294.
- 25) 共有的市場支配について分析した事件として、イタリア板ガラス事件第一審裁判所判決（Case T-68/89, T-77/89 & T-78/89）、CMB事件欧州司法裁判所判決（Case C-395/96P & C-396/96P）。共有的市場支配の法理については、Whish, *Competition Law* 4th ed.(2001), *Butterworths*, p.471; Whish & Surfin, *Oligopolistic Markets and EC Competition Law*, (1992)YBEL59.
- 26) OECD, *Competition and Trade Policy Their Interaction*(1984)。
- 27) AD法と競争法との相違について、岩田一政「競争政策と不公正貿易措置」貿易と関税1997年1月号。
- 28) OECD, *supra* note26 p.18-19.
- 29) Ehlermann & Laudati, *European Competition Law Annual 1997*(1998), *Hart Publishing*, p.213; Hope, *Competition and Trade Policies: Conflicts or Coherence?*, JFTC's 50th Anniversary international Symposium on Competition Policy (1997). 石黒一憲「GATTにおける公正貿易論の台頭への懸念と競争政策」公正取引508号17頁(1993年)。丹宗暁信「反ダンピング法の問題と改革への展望」国際経済法1号105頁(1992年)。
- 30) 法理論上及び実務上競争法の域外適用は容易ではなく、また、競争法のハーモナイゼーションも進ん

- でない現状からして各国がAD措置を多用するのはやむを得ないという見解がある。なお、当然ながらEC構成国間においてAD措置が発動されることは無い。EC構成国間の取引にはAD措置の適用は無く、且つ、EC域内においてはEC条約の下で共通の競争法規が適用されるからである。Whalley & Hamilton, *The Trading System after the Uruguay Round* (1996) ,*Institute for international Economics* , p.94 .
- 31) AD制度の意義を肯定する見解として、徳永有夏「アンチダンピング制度の意義」貿易と関税2000年6・7月号。
- 32) 我が国の関税定率法では、AD措置の判断基準として、ダンピングの存在、損害の存在の他、「本邦の産業を保護するため必要があると認められる時」という要件が定められている(8条1項)。また同法8条に基づき、「不当廉売関税に関する政令」(平成6年政令416号)が定められており、その中でAD手続の詳細が定められている。我が国のAD手続について詳しくは、米谷三以「日本の関税定率法上のアンチ・ダンピング手続」国際商事法務Vol.21No.3 263頁(1993年)。
- 33) Kulms, *supra* note4 , p.311 . ところでECにおける競争と通商という価値の衝突は、法解釈論上は、EC条約3条b号(「共通通商政策」)と同条g号(「域内市場において競争が歪められないことを確保する制度」)が掲げるECの任務を如何に調整するか、という問題に帰着する。
- 34) OECD, *supra* note26, p.19 . なお、Kulms, *supra* note4, p.305によれば、ECにおけるAD措置は集中度が高い産業において実施されることが多い。また、Vandoren, *supra* note4, p.9 に、域内企業の数が少ない産業ほどAD措置の対象になり易いという指摘がある。
- 35) なお、欧州委員会のADに関する1999年の年次報告書では、共同体の利益について検討する際には「関連のあるあらゆる経済主体」の利益に考慮を払うものとし、特に「EC域内における雇用の維持という利益に特別の注意が払われるべきである」との政策目標が明記されている。18th Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-Dumping and Anti-Subsidy Activities (1999) p.14 . 共同体産業の「市場占拠率」や「雇用の維持」を重視するということは、つまるところEC域内の生産能力を維持することに最大の眼目が置かれているという平凡な結論を導いても良いのかもしれない。Bell, *Anti-Dumping Practice of the EEC: The Japanese Dimension*, (1987) LIEI2 , p.30 .